

戸田市都市マスタープラン見直し検討委員会要綱

令和 6 年 2 月 1 日市長決裁

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく都市計画に関する基本的方針（以下「都市マスタープラン」という。）の見直しを行うため、戸田市都市マスタープラン見直し検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市マスタープランの見直しに関すること。
- (2) その他都市マスタープランの見直しに関し必要な事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の関係団体から推薦された者
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）に規定する公共交通事業者等から推薦された者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学識経験者のうちから選任し、副委員長は委員の互選によるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員

長が決するものとする。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面等による協議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により協議を行うことができる。

- 2 前項の協議を行う場合は、前条第2項中、「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による協議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて会議の経過及び結果を市長に報告するものとする。

(謝金)

第8条 委員の謝金として、別に定める額を予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和6年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、都市マスタープランが見直しされた日限り、その効力を失う。